

和泉市「特定不妊治療費助成制度」のQ&A

1. 今治療中ですが、和泉市への申請は、いつごろにすればよいのですか？
2. 私は和泉市に住民登録がありますが、夫は高石市に住民登録があります。大阪府への申請を和泉保健所に提出し、助成承認も受けていますが、この場合、対象になりますか？
3. 今回の治療に対して、泉大津市と大阪府の助成を受けていますが、その後和泉市へ転入してきましたが、和泉市でも助成は受けられますか？
4. 途中で治療を中断した場合も助成されますか。
5. 和泉市での指定医療機関はあるのですか？
6. 大阪府での助成額に加えて、和泉市も5万円助成してくれるのですか？
7. 人工授精は助成の対象になりますか？
8. 助成対象の治療は、どのような治療ですか？また、対象とならない治療は？
9. 治療が年度をまたがり4月1日に終了した場合、申請年度はどうなりますか？

Q1. 今、治療中ですが、和泉市への申請は、いつごろにすればよいのですか？

治療中は、申請できません。申請には医師の受診証明書と治療に要した領収書が必要ですので、治療が終了してからの申請となります。

また、和泉市の助成の申請にあたっては、まず、大阪府へ申請し、助成の承認を受ける必要があります。

和泉市への助成申請は、この大阪府の承認後30日以内にしてください。

(和泉市特定不妊治療費助成金交付要綱)

Q2. 私は和泉市に住民登録がありますが、夫は高石市に住民登録があります。大阪府への申請を和泉保健所に提出し、助成承認も受けていますが、この場合、対象になりますか？

大阪府（同じ和泉保健所へ手続き）での助成承認を受けているとのことですが、夫の住所が高石市に住民登録があるということなので、和泉市での対象となりません。

(要綱第3条第2号の規定)

Q3. 今回の治療に対して、泉大津市と大阪府の助成を受けていますが、その後和泉市へ転入してきましたが、和泉市でも助成は受けられますか？

今回の治療については、既に泉大津市の助成制度を受けられているとのことなので、和泉市では受けられません。

(要綱第3条第2号の規定)

Q4. 途中で治療を中断した場合も助成されますか？

採卵行為を行っていない場合（卵胞を育てるための投薬等の段階で治療を中止した場合）は対象となりません。

採卵行為を行い次の場合で医師の判断により治療を中断した場合などは助成の対象とします。

- ・ 中断状態のよい卵が得られなかった場合
- ・ 受精しなかった場合
- ・ 胚分割がとまった場合
- ・ 分割胚のグレードが低く移植に適さなかった場合
- ・ 母体保護のため

(要綱第 4 条の規定)

Q5. 和泉市での指定医療機関はあるのですか？

和泉市では、病院の指定をしていませんが、大阪府の助成制度において、医療機関を指定していますので、大阪府の助成制度の手引き又はホームページ等でご確認ください。

(要綱第 4 条の規定)

Q6. 大阪府での助成額に加えて、和泉市も 5 万円助成してくれるのですか？

1 回の治療費について、大阪府での助成額を控除した額を和泉市助成額としますが、その額は 5 万円を限度にしております。また、その額の 100 円未満は切り捨てとなります。

例 1) 治療費 45 万円－府助成 15 万円＝30 万円…市助成額 5 万円

例 2) 治療費 10 万円－府助成 7 万 5 千円＝2 万 5 千円…市助成額 2 万 5 千円

例 3) 治療費 15 万円－府助成 15 万円＝ 0…市助成額はありませぬ。

なお、治療費とは、特定不妊治療及びその治療に付随する検査等の費用を言い、入院費・食事費・胚などの凍結した場合の管理料及び文書料は除きますので、ご注意ください。

(要綱第 5 条第 1 項の規定)

Q7. 人工授精は助成の対象になりますか？

「タイミング療法」「排卵誘発法」「人工授精」などは、特定不妊治療にはあたりませんので、助成の対象にはなりません。

(要綱第 5 条第 1 項の規定)

Q8. 助成対象の治療は、どのような治療ですか？また、対象とならない治療は？

特定不妊治療に伴い要した費用であっても次のものは除きます。

- ・ 入院費
- ・ 食事費
- ・ 胚などの凍結した場合の管理料及び文書料

(要綱第 5 条第 1 項の規定)

Q9. 治療が年度をまたがり 4 月 1 日に終了した場合、申請年度はどうなりますか？

助成の申請は、治療が終了した日の属する年度となります。

まず、和泉市の助成の申請にあたっては、まず、大阪府へ申請し、助成の承認を受けることが必要です。

和泉市への助成申請は、この大阪府の承認後 30 日以内に行ってください。

(要綱第 6 条第 2 項の規定)